

(参考) 電子的診療情報連携体制整備加算の届出書添付書類

様式1の6

電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算(初・再診料)の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄
1. 届出部分(該当部分に○をつけること)	
ア 電子的診療情報連携体制整備加算	加算1 - 加算2 - 加算3
イ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算	加算1 - 加算2
2. 診療体制等の要件 (該当するすべての口に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 電子情報処理組織を使用した診療報酬算定を行っている <input type="checkbox"/> 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は診療を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している <input type="checkbox"/> 診療報酬法第3条第1項に規定する電子情報処理(以下オンライン業務範囲)を行う体制が整備されている <input type="checkbox"/> 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当該診療医療機関の見やすい場所に提示している <input type="checkbox"/> 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている <input type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付について、当該診療医療機関の見やすい場所に提示している <input type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っている
3. 電子処方箋に係る要件 (該当するすべての口に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
4. 電子カルテに係る要件 (該当するすべての口に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている <input type="checkbox"/> 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している <input type="checkbox"/> 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している <input type="checkbox"/> 厚生労働省が認定する電子カルテ製品である
5. 電子カルテ情報共有サービス等に係る要件	<input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービス(該当する場合、口に「✓」を記入すること。) <input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク	
ネットワーク名	にしたまICT医療ネットワーク(にしたまネット)
ネットワークを運営する事務局名	にしたまICT医療ネットワーク協議会
ネットワークを運営する事務局所在地	東京都青梅市東青梅1-167-12
登録患者数	5, 548人
年間新規登録患者数	312人
年間新規登録患者数 開始年月(和暦で記載すること)	令和7年4月
年間新規登録患者数 終了年月(和暦で記載すること)	令和8年3月
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	有・無
ウ 診療情報連携(1)の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報連携体制整備加算の届出	有・無
エ ネットワークに係る除外事項 (該当する場合、口に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> ネットワークへの参加及び共有範囲のある医療機関の名称について、当該診療医療機関の見やすい場所に提示している

イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク	
ネットワーク名	にしたまICT医療ネットワーク(にしたまネット)
ネットワークを運営する事務局名	にしたまICT医療ネットワーク協議会
ネットワークを運営する事務局所在地	東京都青梅市東青梅1-167-12
登録患者数	5, 548人
年間新規登録患者数	312人
年間新規登録患者数 開始年月(和暦で記載すること)	令和7年4月
年間新規登録患者数 終了年月(和暦で記載すること)	令和8年3月
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	有・無

【記載上の注意】

- 「2」のウェブサイトへの提示については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- 「3」から「5」までは、電子的診療情報連携体制整備加算1若しくは2又は電子的歯科診療情報連携体制整備加算1を算定する場合に記載すること。